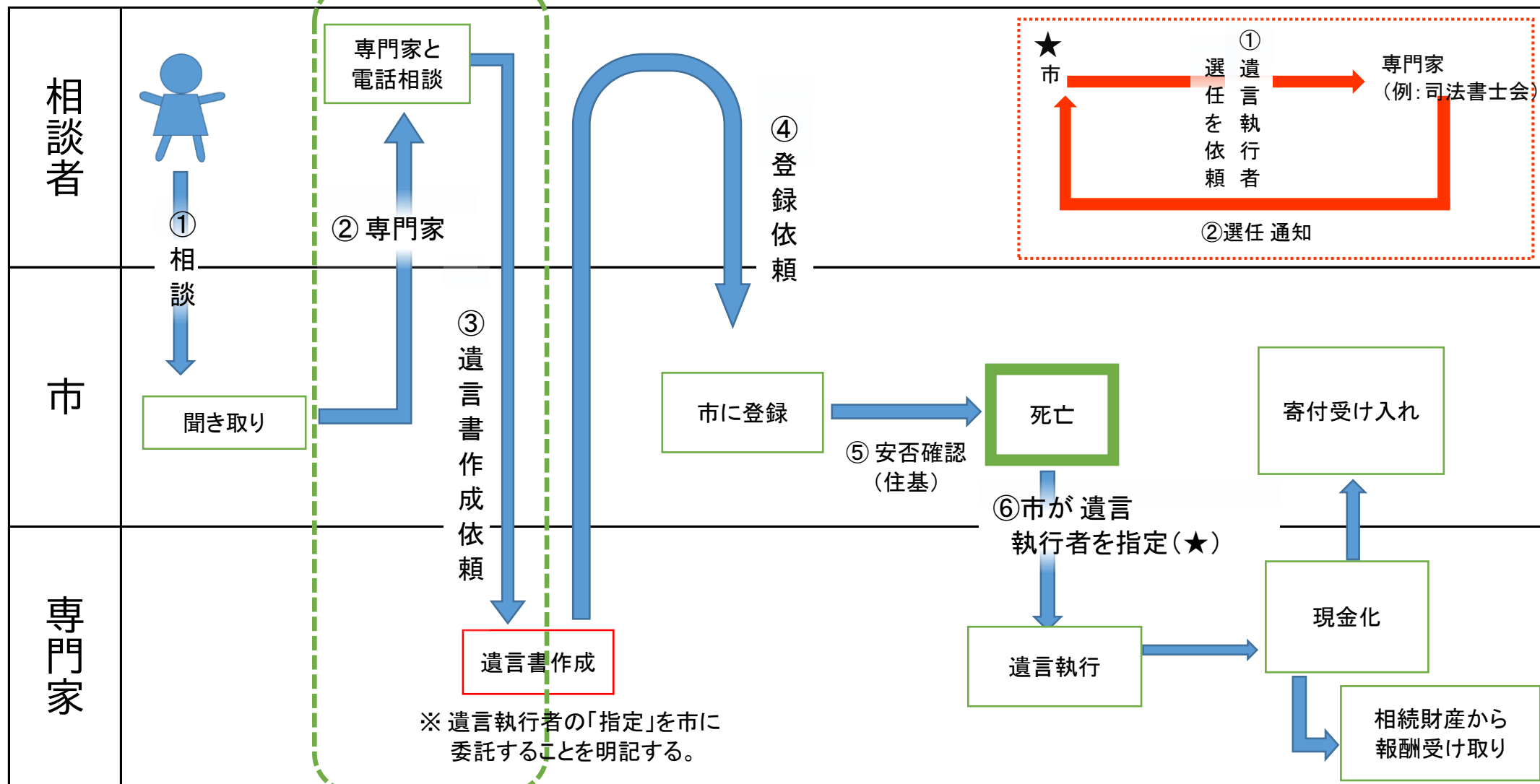


遺贈による寄付の流れ(案)



※市が事前に遺言内容に承諾して、市に遺言執行者の指定の委託をした場合においても、本人の死後、遺言書の内容を精査した結果、市に利益が得られないと判断した場合(例:事前に申し出ていた寄附額と、実際の預金残高に相当の乖離があったなど)には、民法第1006条の規定により、指定の委託を辞することができる。

